

他都道府県の相談体制について

【全国の状況】(H27.3現在の状況)

○都道府県単位で、相談体制を整備済みの自治体は「9道府県」

<主な相談体制>

- ・地域相談員（既存の相談員等）→広域専門相談員（県で非常勤職員として新たに設置）という体制。解決困難な事例については、調整委員会で助言・あっせんを行う。

	整備 年月	条例 制定	紛争 機関	体制・組織の概要
北海道	H22.4	○	○	・道内14か所に非常勤職員である「地域づくり推進員」を設置し、相談や申立てに対応。
茨城県	H27.4	○	検討中	・障害のある人に対する差別に関する相談（特定相談）に応じ、助言、調整、通告その他を行うため、「専門相談員」3名を設置。
千葉県	H19.7	○	○	・「地域相談員」（約600名）、「広域専門指導員」（16名）、調整委員会による相談体制を構築。広域専門指導員が地域相談員の指導・取りまとめをし、その活動で解決が図れない場合は調整委員会へ。 ※地域相談員：市町村や関係機関から推薦のあった者 広域専門指導員：市町村から推薦のあった者
京都府	H27.4	○	○	・府障害者支援課内に「広域専門相談員」2名を配置。各市町村の各障害者相談員に、「地域相談員」を委嘱（約250名）。
兵庫県	H27.4			・既存の障害者相談窓口に、月1回の弁護士による専門相談窓口を設置。（県弁護士会から派遣された弁護士が電話等で対応。必要に応じて社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉専門職が同時通話で対応）
長崎県	H26.4	○	○	・「広域専門相談員」2名と「地域相談員」（約200名）を設置。
熊本県	H24.4	○	○	・「地域相談員」167名と、「広域専門相談員」4名を委嘱。 ※地域相談員：身体障害者相談員、知的障害者相談員、地域活動支援センターの精神保健福祉士等に委嘱 広域専門相談員：公募により県非常勤職員を委嘱
鹿児島県	H26.10	○	○	・「障害者くらし安心相談員」を非常勤職員として採用し、県内3か所に1名ずつ配置。 ※「地域相談員」は設置せず。
沖縄県	H26.2	○	○	・市町村の既存の相談員が対応し、困難事例の場合に、県の「広域相談専門員」（3名）が助言等を行い連携して対応。それでも解決に至らない場合は、県の附属機関である調整委員会において助言・あっせんを行う。